

令和3年度 第3回 仙台市景観総合審議会

日時：令和3年11月4日（木）

10時00分～12時00分

場所：ハーネル仙台 4階 青葉

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 〈審議事項〉
 - ・ 景観計画の変更について
3. 閉 会

— 配 付 資 料 —

- 資料1： 令和3年度第2回景観総合審議会（書面開催） 意見一覧と対応方針案
- 資料2： 仙台市「杜の都」景観計画 対照表（現行・変更素案）
- 資料3： 今後のスケジュール
- 別紙1： 景観形成の視点（変更案）
- 別紙2： 景観形成の基本方針（変更案）
- 別紙3： 行為の制限の色彩基準について

仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：令和2年7月8日～令和4年7月7日

(令和3年4月1日現在)

氏名	所属・役職等
いなば まさこ 稲葉 雅子	(株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役
こばやし としこ 小林 淑子	宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長
すがわら まさかず 菅原 正和	仙台市議会議員
すぎやま あきこ 杉山 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 研究フェロー
たかやま ひでき 高山 秀樹	仙台商工会議所 常務理事・事務局長
たけやま りょうぞう 武山 良三	富山大学 理事・副学長
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役
ばば たまき 馬場 たまき	尚絅学院大学人文社会学群人文社会学類 准教授
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
ふわ まさひと 不破 正仁	東北工業大学建築学部建築学科 准教授
ほり しげる 堀 繁	東京大学名誉教授 (一社)まちの魅力づくり研究室 理事
やん しゅあん 巖 爽	宮城学院女子大学生生活科学部 教授
よしかわ ゆみ 吉川 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役

(五十音順, 敬称略)

No.	項目等 (第2回審議会の資料3時点)	資料2 ページ (〇/70)	内容	第2回審議会(資料3) 本編ページ	対応方針(案)
1	その他	-	全体を通して、多くの変更部分があるがどこがなぜ変更するのか分からない。	-	第3回審議会において、変更箇所とその理由を示す。
2	はじめに 全体	4	もともとの文全体の階層、基本的なロジックを壊さないように。もとの文章を尊重して。	1	もとの文章を活かす。
3	はじめに 3段落目	4	一文が長く、「新たな視点」がどこにかかるのか伝わりにくいのでは。	1	文言を修正する。「はじめに」は現行を活かすこととし、新たな視点は序章 2. 今後の都市づくりと景観形成の方向の中で示す。
4	序章 1. 本市の景観特性とこれまでの取り組み_(3)	8	タイトルが「(3)「杜の都・風土」の育み」から「(3)これまでの景観形成の取り組み」になっているが、前のまま(現行のまま)で良いのではないか。	4	修正する。(もとの項目名とする。)
5	序章 3. 景観計画の位置付け	9	「景観計画の位置付け」を新たに第3項として独立させているが、内容的に第1項の(4)としてはどうか。	6	修正する。(第1項の(4)とする。)
6	序章 3. 景観計画の位置付け	9	図中「即する」という表現は、少し分かりにくい。他の表現が良いのではないか。	6	修正する。(矢印だけでも伝わるため「即する」「適合」は削る。)
7	序章 3. 景観計画の位置付け	9	図中【関連計画】などで、「屋外広告物ガイドライン」は含めなくてよいのか。	6	関連計画には法定計画のみを記載し、広告物ガイドライン等の法定計画以外の計画は記載しないことと整理する。
8	序章 (1) 仙台市の将来方向	10	6行目「都市機能の集積などの都市づくり」と「都市」が連続しているが、両方入った方が良いのか。	5	文言を修正する。
9	序章 (1) 仙台市の将来方向, 基本方針	10,13	5ページ(1)の「鉄道駅を中心に都市機能を集積する」ことが持続可能なまちづくりにつながることは、9ページの基本方針の2つ目「機能集約型の都市づくりに…」の説明にもあったらよいのでは。	5,9	文言を修正する。基本方針については別紙2のとおり。
10	序章 (2) 景観形成の視点	10	別紙1のとおり	5	別紙1のとおり
11	第2章 1. 景観形成の基本方針の基本テーマ	13	「基本テーマ」の「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」の主語は何か。風土に育まれたならわかるが、風土を育むとは、違和感がある。	9	景観条例の名称「杜の都の風土を育む景観条例」から設定したテーマとして、現行計画でも使われていることも踏まえ、原案のままとする。
12	第2章 基本方針	13	別紙2のとおり	9	別紙2のとおり
13	第2章 2. 景観計画区域における景観形成の方針_(1)景観特性と8つのゾーンの設定	14	田園地ゾーンを「里山・田園地ゾーン」に変更しようとしているが、里山は山並み緑地ゾーンがふさわしい。里山と農地ではコントロール対象が異なる。	10	修正する。(現行計画の区分に戻す。)
14	第2章 (1) 景観特性と8つのゾーンの設定	14	ゾーン区分は変えるべきでない。(広瀬川沿いの花壇や霊屋下などについて、広瀬川の清流を守る条例と連動した現行のゾーン(自然景観)のままとするべき。)	10	修正する。(現行計画の区分に戻す。)
15	第2章 (1) 景観特性と8つのゾーンの設定	14	表中の一番左の景観特性の列が「市街地景観」と「自然景観」だが、資料2(第2回審議会資料)の概要版では「市街地景観区域」と「自然景観区域」になっている。	10	修正する。(「市街地景観」と「自然景観」とする。)
16	第2章 市全域における8つのゾーン区分概念図	15	図のタイトル「市全域における8つのゾーン区分概念図」の「区分」は削除してよいのではないか。	11	修正する。(「区分」を削除)
17	第2章 流通業務地ゾーンの景観形成の方針	22	■の3つ目「……先端的な産業拠点としての景観」とはどのようなものをイメージしているのか、表現を確認したい。	14	修正する。(「先端的な」については、具体のイメージが不明確であるため削除。「産業拠点としての景観」も「住宅地景観」や「田園景観」と同様に「産業拠点景観」と修正。)
18	第2章 行楽地ゾーンの景観形成の方針	23	■の2つ目に「青葉山」は含めないのか。新規事業として進行している「公園センター」や「大手門復元」による歴史的町並み景観、についての記述が欲しい。記載場所は、要検討。	15	■1番目に「自然環境と歴史性に配慮した景観とする。」を追加。大手門復元等の個々の事業は、他のゾーンの記述と合わせ、記載しないこととする。
19	第2章 2. 景観計画区域における景観形成の方針_(3)建築物等に対する方針	16-23	全体的な感想として、「安全面」に配慮する、という観点が抜けているのではないのでしょうか。	17	建築物等の安全確保は重要であるが「建築物等に対する方針」については、安全であることを前提として景観に焦点をあてて記載するため「安全」についての記載はしない。
20	第2章 (3) 建築物等に対する方針	16-23	各ゾーンの建築物等に対する方針を自然景観のゾーン及び市街地景観のゾーンとしてまとめ、文章表現を変更してしまうことで、異なるニュアンス(方針が変わったよう)に捉えられてしまう。	17-18	修正する。(現行計画の構成に戻し、文章表現も変更しない。)

No.	項目等 (第2回審議会の資料3時点)	資料2 ページ (〇〇/70)	内容	第2回審議 会(資料3) 本編ページ	対応方針(案)
21	第2章 3. 景観重点区域における 景観形成の方針_(1) 景 観重点区域の景観特性と4 つのゾーン設定	26-28	「ゾーン名称」の表現がP10の「景観特性と8つのゾーン」と同じなので、「2景観計画区域における景観形成の方針」から「3景観重点区域における景観形成の方針」と内容が変わっているのに、気づきにくい。	19	「景観計画の構成」を最初のページ(「はじめに」のあと)に示し、また、印刷製本時のレイアウトの際、ページの端に「第〇章」などの見出しをつけるなどの工夫をすることで対応する。
22	第2章 北山・宮町界限ゾーンの建 築等の行為に対する方針 (形態・意匠)	27ほか	「屋敷木」は「屋敷林」のことか。(前計画でも使われている用語だが、確認してほしい。)	31	文言を修正する。(屋敷木を屋敷林等に置き換える。)
23	第2章 景観重点区域の建築等の 行為に対する方針(屋外広 告物)の基準となる考え	46	5) 屋外広告物 ■ 基準となる考えの「④美観と配置を工夫し、街並みとの調和に配慮した屋外広告物とする」にいわゆるCHEAPでないという意味で「質の高い屋外広告物とする」としてはどうか。	40	修正する。(「質の高い屋外広告物とする」とする。)
24	第2章 都心ビジネスゾーンの建築 等の行為に対する方針(屋 外広告物)	46	イメージ図について、屋上にかかなりの高木を植えているイメージだが、これは設置も管理も課題があるように思える。屋上緑化を推進する、程度にしておいた方がよいのではないか。	41	図を修正する。
25	第3章 届出の対象となる行為等	48	「3) その他、～市長が認めるもの」について、規模が上記より小さくても対象とするという意味なのか。その場合、届出対象になっていないのでどのように対象を探すのか分からない。	42	表現を修正する。(届出対象及び対象外となる行為は法、条例で規制しているが、景観計画でその内容が分かるよう出来るだけ詳細に記述する。)
26	第3章 届出の対象となる行為等	48	工作物について届出の対象規模と、届出を要しない行為が矛盾して見える部分があり、分かりにくい。	42	
27	第3章 届出の対象となる行為等	48-49	街灯の塗り替えなど、連続して30～50m以上連続してある場合などは届出があった方が良く感じる。	42	届出対象は、景観条例で規定しているため、原案のままとする。
28	第3章 市街地景観区域の行為の 制限	51	「外部の照明設備は、活気を創出する場所では街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。」について、「活気を創出したい場所」あるいは「活気を求める場所」ではどうか。「創出」が連続するので、後者か。	44	文言を修正する。(「活気を求める場所」とする。)
29	第3章 市街地景観区域の行為の 制限	51	現行の形態・意匠にある「敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する」の項目について、削除せず入れておいても良いのではないか。	44	「敷地内通路」に限定した制限である必要はないため形態・意匠の5番目の「外構施設」の制限と合わせ、「門扉や敷地内通路等の外構施設は、ユニバーサルデザインや環境への影響に配慮したうえで、街並みの風景と違和感のないものとする。」と修正し、また、「市街地景観のゾーン」に限定した制限とする理由もないため、「自然景観のゾーン」の行為の制限も同様に修正する。
30	第3章 広瀬川周辺ゾーンの行為 の制限	52	形態・意匠の2つ目「オープンスペースやピロティの設置等、ゆとりのある空間を確保する。」に、「…ゆとりのある質の高い空間を…」と追加してはどうか。	46	当該項目は広瀬川沿いは、「水辺からの空気の流れや川への視線を遮らない配置とする」という「建築等の行為に対する方針」に基づく行為の制限であることから、現行どおり「【広瀬川沿い】」を示すこととし、「質の高い～」は記載しない。
31	第3章 行為の制限(高さ緩和条件 となる公共的空間)	57	具体的な設えについて、「仕様や配置、植栽等が優れた街並み景観を形成するデザインであること」や固定のベンチの数が提示されているが、この表現だと、ベンチに座って憩う人の視線を想像した設計や、魅力的なアクティビティを誘発するようなデザインが生まれにくいのではないか。ベンチに座ったときの見え方にも配慮が必要であり(ビューポイントを創り出すことも必要)、整備すべき方向性をもう少し明確に、ハード面のあり方だけでなく、コンセプトで示し、市民みんなが共有できるようにすることが大切なのではないか。	52	指摘のとおり、ベンチに座った際の見え方などに配慮すること等は重要と考えるが、具体的な設えを一律に記載することは難しく、景観計画では、公共的空間の満たすべき条件として原案のまま記載し、ガイドラインに「優れた街並み景観を形成するデザインとは何か」について出来る限り記載することとする。
32	第3章 行為の制限(高さ緩和条件 となる公共的空間)	57	「2. 設え」というキーワードでは、捉えにくいのではないか。「配置・管理」など、内容が想起できる方が良いのではないか。	52	全体的に文言を修正する。
33	第3章 行為の制限(色彩)	51,56	5R～5Yで彩度6がOKとなる区分があることについて気になる。【今回の改正に合わせて変更を提案するものではない】	54	別紙5(今後の方向性の検討にあたり、審議会のご意見をいただきたい。)
34	第3章 行為の制限(色彩)	-	明度3以下の色彩は大規模な壁面では注意すべきであり、見直しを検討してはいかがか。【今回の改正に合わせて変更を提案するものではない】	54	別紙5(今後の方向性の検討にあたり、審議会のご意見をいただきたい。)
35	第3章 行為の制限(色彩)	50-56	彩度が2以下は、制限し過ぎではないか。ペンキのような人工塗料の場合は、それでも良いかと思うが、土壁やレンガ、タイルなどの自然発色の素材の場合、彩度4でもそれほどきつなく、ここまで制限すると、使える素材が過度に限定されるのではないか。	54	色彩の基準の適用除外の項目(市長が支障がないと認める場合)の追加で対応する。

No.	項目等 (第2回審議会の資料3時点)	資料2 ページ (〇〇/70)	内容	第2回審議 会(資料3) 本編ページ	対応方針(案)
36	第4章 屋外広告物の行為の制限 に関する事項_2. 景観重 点区域の屋外広告物	61	共通の基準2つ目の「整った街並みのために、建物デザインと一体的に計画し、通りの見通しを阻害しない配置とする。」とその次の「街並みの印象に配慮し、街並みや周囲の広告物と調和するようデザインを調整する。」は内容が重複しているので、1つ目は建築、2つ目は街並みとの調和に再編してはどうか。	55	全体的に文言を修正する。
37	第4章 2. 景観重点区域の屋外広 告物	61	共通の基準4つ目の「低層部に掲出する広告物は、都市の魅力を形成するために、人を迎え入れるメッセージを現すように掲出する。」の「都市の魅力を形成するために、人を迎え入れるメッセージ」とはどのようなものか。説明が困難ではないか。	55	
38	第4章 2. 景観重点区域の屋外広 告物	61	共通の基準5つ目の「低層部の賑わいが通りにしみ出るよう」とは、客の様子が見えるということか。ならば、建築・インテリアで対応すべきで広告物にそこまで求めることは難しいのでは。	55	
39	第8章 今後の推進方策_3 市民 協働による景観づくりの推 進	67	・「市民の自主的な活動」がどのような活動で、新たな視点とはどのような方向性の視点なのかがわかりづらく、市民協働につながるのか疑問。単にいい景色を守ろうというだけでは、魅力的な都市景観は創れない。 ・「市民による魅力的な景観の共有の仕組みに新たな視点を取り入れる」のであれば、ベンチと同様に、その場所で展開される市民の活動と景観との関係を相互に検討する必要がある。例えば、市民広場で何も無いときにも楽しめる方法はないのかなど、定禅寺通の機能を変えていくことなどに関連して、市民が話し合ったりする場など、「景観」という視点からまちづくりのリテラシーを高めていくことが必須ではないか。「市民協働」についてのイメージを、もう少し具体的に「主な取り組み」として表現できないかと感じる。	62	文言を修正する。
40	第8章 3 市民協働による景観づく りの推進	67	全体的にもっと積極的に推進するような表現にしてほしい。	62	全体的に文言を修正する。
41	第8章 3 市民協働による景観づく りの推進	67	景観施策への市民参画なども取り入れてほしい。	62	
42	第8章 3 市民協働による景観づく りの推進	67	連携のイメージを図にしてほしい。	62	
43	第8章	66-67	子供たちへの景観教育の推進、学校教育における景観学習の出前授業等についても、記載してほしい。	61-62	
44	その他	-	全体を通して、保全・活用、という表現が多い。「修景」は、あえて使用しないことにしたのか。なかなか代わる用語がないと思うが、計画を遂行する具体的な施策が「修景」となると思うため検討いただきたい。	-	原案のままとする。「保全・活用」は「景観重要建造物」の項目及び工作物の行為の制限で使用している。